

生物多様性こうち戦略改定の体制及び経緯

■体制

高知県環境審議会自然環境部会 名簿

	役職	氏名	所属等
1	部会長	石川 慎吾	高知大学 名誉教授
2	副部会長	佐藤 重穂	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 企画部広報普及科長
3	委員	高橋 徹	一般社団法人 高知県猟友会 代表理事会長
4	委員	時久 恵子	こどもエコクラブ 代表サポーター
5	委員	野村 育子	こうち生活協同組合 運営企画グループ 機関運営マネジャー
6	委員	濱田 美穂	いの町環境課（高知県町村会） 課長
7	委員	細川 公子	高知県自然観察指導員連絡会 副会長
8	委員	吉澤 未来	わんぱーくこうちアニマルランド 園長
9	専門委員	岩瀬 文人	高知生物多様性ネットワーク 代表
10	専門委員	原 忠	国立大学法人 高知大学 理工学部教授
11	専門委員	三谷 幸寛	香美森林組合 代表理事専務
12	専門委員	森田 嘉代	NPO 法人 土佐援農会 理事
13	専門委員	柳原 栄二	高知県漁業協同組合連合会 参事 兼 総務部長

所属・役職等は令和6年3月現在（役職ごと50音順；敬称略）

■経緯

自然環境部会等による検討

開催日	名称	内容
令和5年8月21日	令和5年度 第1回高知県環境審議会 自然環境部会	○改定方針及び全体構成の検討
令和5年10月4日	第1回生物多様性こうち戦略改定に係る意見交換会	○環境省自然環境計画課による講演 「OECMと自然共生サイトについて」 ○全体構成、高知の自然・生きもの・ 人の暮らしについての検討 ○アンケート調査内容の検討
令和5年12月4日	第2回生物多様性こうち戦略改定に係る意見交換会	○戦略改定の意義、生物多様性の評価 の検討 ○行動計画の検討
令和6年2月7日	令和5年度 第2回高知県環境審議会 自然環境部会	○アンケート調査結果の報告 ○戦略改定版ドラフト案の検討

関連調査等

期間	項目	内容
令和5年11月16日 ～12月10日	アンケート調査	県民、事業所、NPO、学校、市町村、県庁職員を 対象（合計6,667部）に、生物多様性の認知度 や取組状況の把握を目的として実施
令和6年3月25日 ～4月25日	パブリックコメント	戦略改定版（案）に対する県民からの意見募集

写真提供者

【個人】

- ・荒川 良
- ・石川 愼吾
- ・伊谷 行
- ・岩瀬 文人
- ・谷岡 仁
- ・溝渕 幸三
- ・三本 健二
- ・依光 良三
- ・渡部 孝

【団体】

- ・大月地域資源活用協議会
- ・久重 natural チーム
- ・認定特定非営利活動法人 四国自然史科学研究センター
- ・四国森林管理局
- ・ジンド池生物研究所
- ・株式会社 西日本科学技術研究所

(50 音順／敬称略)

生物多様性の保全に関わる法律

法律名	概要	条例及び規則	指針及び計画等	関係課室
生物多様性基本法	我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とした法律	—	生物多様性こう ち戦略	自然共生課
生物多様性地域連 携促進法	さまざまな立場の人々が互いに連携し、生物多様性の保全のための活動（地域連携保全活動）を促進することで、それぞれの地域における生物多様性の保全を図ることを目的とした法律	—	—	自然共生課
自然公園法	優れた自然の風景地を国立公園や国定公園といった自然公園として指定し、一定の公用制限のもとで風景を保護するとともに、その適正な利用を推進することを目的とした法律	高知県立自然公 園条例	—	自然共生課
自然環境保全法	自然環境保全基本方針の策定、自然環境保全基礎調査の実施、すぐれた自然環境を有する地域を原生自然環境保全地域等として保全することなどを定めることにより、自然環境を保全することが特に必要な区域等の適正な保全を総合的に推進することを目的とした法律	高知県自然環境 保全条例	高知県自然環境 保全基本方針	自然共生課
自然再生推進法	自然再生についての基本理念、実施者等の責務及び自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律	—	—	—
種の保存法	希少野生動植物種を指定し、捕獲等、譲渡等及び輸出入を規制するとともに、生息地等保護区の指定や保護増殖事業の実施などにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることを目的とした法律	・高知県希少野 生動植物保護条 例 ・高知県うみが め保護条例	高知県希少動植 物保護基本指針	自然共生課
外来生物法	特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、特定外来生物として指定した生物の輸入や取扱いを規制し、防除等を行うことを定めた法律	—	—	自然共生課
環境影響評価法	規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、あらかじめ、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を事業の内容に関する決定に反映させることにより、適正な環境配慮を行うことを目的とした法律	高知県環境影響 評価条例	—	自然共生課
環境教育等促進法	健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会（以下「持続可能な社会」という。）を構築する上で事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「国民、民間団体等」という。）が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることに加え、これらの取組を効果的に進める上で協働取組が重要であることに鑑み、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律	—	—	自然共生課
鳥獣保護管理法	野生鳥獣の保護・管理を行うとともに、狩猟に関する法規制に基づく安全使用等の徹底などにより、生物の多様性の確保、生活環境の保全、農林水産業の発展に寄与するため、鳥獣の保護と狩猟の適正化を図ることを目的とした法律	高知県鳥獣保護 及び狩猟規則	・高知県鳥獣保 護管理事業計画 ・高知県第二種 特定鳥獣（シカ・ イノシシ）保護 管理計画	鳥獣対策室
環境基本法	環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律	高知県環境基本 条例	高知県環境基本 計画	環境計画推進課

用語集

■アルファベット

BOD

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。河川の水質汚濁の度合いを示す代表的指標。水中の有機物等の汚濁物質が微生物により無機化される際に消費される酸素量で表し、数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

DDT

dichlorodiphenyltrichloroethane（ジクロロジフェニルトリクロロエタン）の略。かつて使われていた有機塩素系の殺虫剤、農薬。日本では1971年から使用が禁止されている。

Eco-DRR

Ecosystem-based Disaster Risk Reduction の略。土地の生きものや環境を保護し、健全な生態系が持つ防災・減災機能を積極的に活用して、災害による被害を防止又は軽減させる取組・考え方のこと。

ICT

Information and Communication Technology の略。日本語では「情報通信技術」と訳される。PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。よく知られる言葉に「IT（情報技術）」があるが、ICTはITにコミュニケーションの要素を含めたもの。

IOT

Internet of Things の略。モノのインターネットという意味で、PCやスマートフォンだけでなく、さまざまなものがインターネットにつながる仕組みのこと。

IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）の略。国際的な専門家で構成され、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構。2022年2月には第6次評価報告書第2作業部会報告書が公表された。

IPM 農法

IPMはIntegrated Pest Management（総合的病害虫管理）の略。病害虫や雑草防除において、化学合成農薬だけに頼るのではなく、天敵や農業資材など様々な防除技術を組合せ、農作物の収量や品質に経済的な被害が出ない程度に発生を抑制しようとする考え方の農法。

IUCN

International Union for Conservation of Nature and Natural Resources（自然及び天然資源の保全に関する国際同盟）の略。1948年に創設された自然及び天然資源の保全に関わる国家、政府機関、国内及び国際的非政府機関の連合体。

ODA

Official Development Assistance（政府開発援助）の略。発展途上国の経済発展や福祉の向上のために先進工業国の政府及び政府機関が発展途上国に対して行う援助や出資のこと。

OECD

Other Effective area based Conservation Measures（その他の効果的な地域をベースとする手段）の略。保護地域以外で生物多様性保全に資する地域。民間等の取組により、保全が図られている地域や保全を主目的としない管理が結果として自然環境を守ることにも貢献している地域を指す。

PCB

Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略。人工的に作られた、主に油状の化学物質。特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙などさまざまな用途で利用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

PDCA サイクル

Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善・見直し）の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業評価にあたって、一連の作業を繰り返し、継続的に向上を図るという考え方。

SDGs（持続可能な目標）

2016 年から 2030 年までの、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成。地球上の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っている。

SS

Suspended Solids（懸濁物質）の略。水の濁りの指標となり、水中に含まれる有機物や無機質の鉱物などの量（水 1L 中）を表す。

■あ

愛知目標（愛知ターゲット）

生物多様性における戦略計画として、2050 年までに人類が自然と共生する世界を実現することを目指し、2020 年までに生物多様性の損失を食い止めるための効果的かつ緊急の行動をとるという国際的な目標。

赤潮

特定のプランクトンが一水域で異常に増殖し、赤色系（赤色のほか、赤褐色、茶褐色、橙色など）に変色する現象。有毒な植物プランクトンが増殖した場合には、貝毒の発生など甚大な漁業被害をもたらす。

磯焼け

沿岸海域において藻場を形成する海藻類が消滅してしまう現象。いったん磯焼けが発生すると、藻場の回復までに長い年月を要し、磯根資源の生育不良や減少を招いたりするなど、沿岸漁場に影響を及ぼす。

一級河川

国土保全上又は国民生活上、特に重要な水系として政令指定された水系（一級水系）に係る河川。国土交通大臣が指定する。

栄養塩

植物の増殖、生長を制限する元素が水中内で塩類として存在する形態。水域では、硝酸塩、亜硝酸塩、アンモニウム塩（いずれも窒素の成分）、リン酸塩（リンの成分）、ケイ酸塩（ケイ素の成分）の 5 種類を指す。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験して学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

エコロジカル・ネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な生態系（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）のつながりを指し、生態系ネットワークとも呼ばれる。ネットワークの形成にあたっては核となる地域（コアエリア）及び、その地域の外部との相互影響を軽減するための緩衝地域（バッファゾーン）を適切に配置、保全するとともに、生物の分散・移動を可能として個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全するため、これらの生物の生息・生育地をつなげる生態的な回廊（コリドー）を確保することを基本とする。

エドワジェラ・イクタルリ感染症

2007 年 8～10 月に国内数河川のアユ病魚で初めて発生が確認された新しい細菌病。顕著な外観症状は乏しいが、体表や肛門部の発赤、腹部膨満、眼球突出などが見られることがある。血液の混じった腹水の貯留が認められることも多い。

塩性湿地

塩沼ともいう。海に近いため潮汐の影響により時間帯によって海水・汽水に冠水し、常に湿潤な状態となっている砂地や泥地。塩生植物の群落が形成される。

塩生植物

海浜・海岸砂丘・塩湖岸など塩分の多い土地で生育可能な植物。

■か

海底谷

海底の狭くて深くばみで、両側は急な斜面をなす地形。大陸斜面上に特徴的に形成される。

外来種

国外や国内の他地域からある地域に人為的に導入されることにより、本来の自然分布域を越えて生息または生育することとなる生物種。このような外来種の中には、導入先の生態系、農林水産業や人の生命・身体へ著しい影響を生じさせるものが存在する。

河道

河川の流水が流下する土地空間。通常は堤防と河床で囲まれた部分をさす。

河道内の樹林化

土砂供給の減少、河道掘削等の影響によってみお筋（河道内で普段水が流れているところ）が固定化し、河床が低下する一方で、砂州は肥大化する。砂州の陸化の進行によって草地化し、砂等の細粒分がそこで捕捉されるようになることで、樹木の侵入、生育が促進される。

環境配慮契約法

国等の公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組みを作り、もって、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会を構築することを目指した法律。

環境保全型農業

農業や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業のこと。農業のもつ物質循環機能を活かし、環境と調和した持続可能な農業生産のあり方として、行政による誘導施策がとられている。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。2020 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

希少種

一般的には、生息数が少なく希にしか見ることができない種を指す。レッドリスト掲載種や、「種の保存法」に基づき指定された国内希少野生動植物、国際希少野生動植物を指して使われることもある。

希少野生動植物

種の個体が著しく減少しつつある野生動植物、生息・生育地が消滅しつつある野生動植物、生息または生育環境が著しく悪化しつつある野生動植物、その種の存続に支障を来す事情のある野生動植物のいずれかであること。高知県でも一部の種の個体が減少する状況にあり、積極的な保護施策の実施を図り健全な自然環境を将来に継承するため、高知県希少野生動植物保護条例が施行（2006 年 7 月）された。

汽水域

河川などから流入する淡水と海水とが混合して形成される塩分濃度の低い水が、恒常的にあるいは季節的に存在する水域（河口域や内湾など）。

魚道

堰堤など魚の遡上が妨げられる箇所、遡上を助けるために設置される工作物。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

グリーン購入法

国等の公的機関が率先して環境物品等の調達・適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指した法律。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

グレーインフラ

道路・港湾・堤防など、コンクリートによる人工構造物に代表される従来型の社会基盤の総称。

黒潮

フィリピンの東方海域に端を発して北上し、東シナ海、トカラ海峡を通過して太平洋へ出た後、足摺岬沖で東向きに進路を変え、関東の沖合で太平洋を東に向かって遠ざかっていく暖流。世界の海流の中で、北大西洋のメキシコ湾流とともに最も強大な海流である。黒潮は貧栄養で植物プランクトンが少なく透明度が高いため、海色が黒く見えることから「黒潮」と名付けられた。

原木生産量

原木生産は、森林から丸太を生産する林業の作業を指し、その作業による丸太の生産量を原木生産量という。資料によっては素材生産量と表記する場合もある。

公益的機能

一部の人だけが受ける恩恵ではなく、多くの人たちに利益をもたらす機能をさす。森林の場合は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供など。

高水敷・低水敷

洪水の時に水かさが増して浸かる場所を高水敷、通常の状態の水が流れている場所を低水敷という。

構造線

地層群同士または地塊同士の境界線（地体構造の境界線）。

高知県環境基本計画

高知県環境基本条例第 9 条の規定に基づき策定される、高知県の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画。2021 年 4 月に第五次計画が策定された（最初の計画は 1997 年 2 月に策定）。

高知県環境基本条例

高知県の環境行政のうち最も基本となる条例（1996 年 3 月）。森林、農村環境及び清流の保全など高知県ならではの環境を再評価する項目を盛り込んでいるとともに、「都市部と中山間地域との連携の推進」という県政の重要課題である中山間地域対策を位置づけたことなどが特色として挙げられる。

高知県重点啓発外来種

高知県の定着が確認されている外来種のうち、今後甚大な被害が予想され、各主体のそれぞれの役割において防除（野外での取り除き、分布拡大の防止など）、遺棄・導入・逸出防止などのための普及啓発を行い、必要に応じて防除などの対策を行う種。

高知県定着予防外来種

高知県の未定着の外来種、または、四国内など近隣で定着が確認されている外来種。定着した場合に生態系などへの被害の恐れがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要な外来種。

高知県防除対策外来種

高知県に定着が確認されている外来種のうち、重要な地域に生息・生育するなど特に緊急性が高く、各主体のそれぞれの役割において積極的に防除を行う必要がある種。

高度成長期

飛躍的な経済成長を遂げた時期。日本では、1950年代半ばから1970年代初頭までの期間。

昆明・モントリオール生物多様性枠組

2022年12月に採択された新たな生物多様性に関する世界目標。2050年ビジョン、2030年ミッション、2050年グローバルゴール、2030年グローバルターゲット及びその他の関連要素から構成されている。2030年グローバルターゲットには、我が国が特に重視している30by30や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために8個の数値目標が盛り込まれた。

■ さ

30by30（サーティバイサーティ）

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようという国際的な目標。

サーキュラーエコノミー（循環型経済）

資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動。資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。これまで経済活動のなかで廃棄されていた製品や原材料などを「資源」と考え、リサイクル・再利用などで活用し、資源を循環させる、新しい経済システム。

在来種

地域の環境条件に適応し、以前から存在した種。

サステナブルツーリズム

地域の自然環境や文化、伝統などを守りながら、地域資源を持続的に保つことができるような旅行や観光業の取組の総称。特に「環境」「文化」「経済」の3つの保護と発展が軸となった観光形態。

雑木林

かつては用材にならない雑多な木からなる林の意味で用いられた。広葉樹などの二次林で、薪炭林、農用林などとして使われてきたものが多く、里地里山の中心的存在。

里地里山

長い歴史の中で、さまざまな人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成された地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

砂礫堆

砂や礫によって構成される河床に形成された地形単位。主に河道内の水面幅、水深及び平均粒径に応じて交互砂礫堆や複列砂礫堆等の形態が規定され、蛇行流路の形成要因となる。

サンゴの白化

海水温の上昇などにより、サンゴの体内に共生している褐虫藻が体外に排出されるなどして、サンゴが白く見える現象。白化した状態が継続すると、サンゴは褐虫藻からの栄養が得られないため、死滅してしまう。

資源管理型漁業

資源に対する過度の漁獲圧力を低減させ、地域の漁業や資源の状況に応じた禁漁期、禁漁区の設定、漁具、漁法の制限等自主的な管理を実施して、資源の再生産と有効利用を適切に図りつつ漁業経営の安定化を目指す漁業のあり方。

次世代型こうち新施設園芸システム

植物の整理情報をリアルタイムに「可視化」し、AI（人工知能）などを利用して栽培管理や収量予測及び省力化に活用する新たな農業。

自然再生事業

過去に損なわれた生態系やその他の自然環境を取り戻すことを目的として実施される事業。

準絶滅危惧種

レッドリストにおいて「絶滅危惧（Ⅰ類、Ⅱ類）」に準ずるランクとされる、存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。

条件付特定外来生物

外来生物法に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする（規制の一部がかからない）生物。

人工林

苗木の植栽や播種、挿し木などにより造られた森林。スギ・ヒノキが代表的な樹種。

森林環境税

高知県では、森林の環境を守るために通称「森林環境税（法制上は県民税均等割の超過課税）」として個人・法人県民税に 500 円（年額）が加算され、その税収が森林環境の保全に使われる。

水源涵養（かんよう）

森林土壌や水田土壌など降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。

水質汚濁防止法

公共用水域の水質汚濁の防止に関する法律（1970 年 12 月）。第 1 条に目的が記載され、「この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。」とある。

生態系被害防止外来種

幅広く生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種として環境省及び農林水産省が公表した種。このリスト作成をもって要注意外来生物は発展的に解消された。掲載種はそれぞれの対策の方向性を示すカテゴリーに区分され、未定着な種については「侵入予防外来種」及び「その他の定着予防外来種」に、定着が確認されている種については「緊急対策外来種」、「重点対策外来種」及び「その他の総合対策外来種」に、産業又は公益的に重要で利用されているが代替性のないものについては「適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）」とされている。なお、これら外来種は、特定外来生物及び未判定外来生物以外は外来生物法に基づく規制の対象にはならない。

生物多様性国家戦略 2023-2030

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。2023 年 3 月 31 日閣議決定。2030 年までに自然の損失を止め、自然を回復させるための計画が記されている。

絶滅危惧種

レッドリストにおいて、次の 3 つのカテゴリー（分類群によっては IA 類と IB 類をまとめて絶滅危惧種としている）に掲載されている種。

- ・絶滅危惧 IA 類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種。
- ・絶滅危惧 IB 類：IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種。
- ・絶滅危惧 II 類：絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられる種。

瀬（平瀬・早瀬）・淵・トロ

- ・平瀬：水深が浅く、流れがやや早い。
- ・早瀬：水深が浅く、流れが早い。水面には白波が立つ。
- ・淵：水深が深く、流れは緩やか。
- ・トロ：瀬と淵の間ぐらいの深さで、流れは緩やか。

遷移

生物群集の組成が時間とともに変化する過程。この移行が進んで最終的に成立する群集を極相という。

相観

植物群落の一般的な外観。生活形・密度等によって決まる。植物群系の分類に用いる。

■た

体験型・交流型観光

画一的な観光コースをまわる周遊型観光と異なり、観光客がその場所でどのように過ごすかという「体験」を重視する観光形態（時間消費型観光）。そのため、必然的にその観光には各人の趣味や嗜好が色濃く表れることとなり、テーマ性の非常に強いものとなる。また、比較的長い滞在に即するものであり、同一の趣味嗜好が継続する限り、観光客が何度でもその観光地を訪れるような観光形態でもある。

大陸棚・大陸斜面

大陸棚とは、大陸あるいは島のまわりに隣接し、勾配が小さく深所に向かって著しい傾斜の増大が生じるまでの地帯をいう。通常、水深 200m 程度より浅い平らな海底をさす。大陸斜面は、大陸棚外縁から沖へ向かって深海へ下る斜面をいう。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための河川管理。

脱炭素社会

化石燃料の消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

棚田

傾斜地に階段状に造られた稲作地。棚田は雨水の保水・貯留による洪水防止、水源の涵養、多様な動植物や貴重な植物の生息空間や美しい景観の提供などの様々な役割を果たしている。

段丘状地形

河川、海、湖に沿って、あるいは谷筋に沿って分布する階段上の地形。ほぼ水平で平坦な地表面（段丘面）とその前方あるいは背後の急傾斜な崖（段丘崖）からなる。

地域個体群

地域性に着目して特定される個体群。移動能力のそれほど高くない生物は、同じ種でも地域によって遺伝的特性や生態的特性が異なることが多い。

地塊山地

周囲から断裂して分かれた地殻の一部を地塊といい、その一部が隆起して成長した山地。

地球温暖化

地球表面の大気や海洋の温度が長期的に見て上昇する現象。この原因として、石油や石炭等の化石燃料の燃焼や森林の減少等による温室効果ガス（二酸化炭素など）の増加が指摘されている。

地球温暖化対策推進法

地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律。

地産地消・地産外商

地域で生産されたものをその地域で消費すること。単に地域の食材を消費するだけでなく、「もの（食材）」を通して「人（心）」がつながることが原点であり、食農養育や食育、食文化の伝承と活用、生産者の生きがいや消費者の安心・信頼、さらには食を柱とした生き活きとした地域づくりへとつながっていくことを目指す。高知県では、経済発展を目的として、地産地消を徹底した上で、他地域において高知県の物産が消費される取組を進めており、これを地産外商という。

沖積層

約 2 万年前以降に形成された比較的新しい地層。河川等により運ばれた泥土等が堆積して形成される層であり、一般に軟弱であることが多い。日本の平野部の大部分は沖積層からなる平野である。

潮間帯

満潮時に水没し、干潮時に露出する部分。上から高潮帯、中潮帯、低潮帯に分けられる。

底生動物

水中や水辺にすんでいる貝やエビ、カニなどの水生昆虫。

通し回遊

海や川に生息する動物が、成長段階や環境の変化に応じて川から海、もしくは海から川へ移動する行動。通し回遊には、遡河回遊（川で生まれ、生活の大部分を海に降って過ごし、産卵の時に再び川に戻る）、降河回遊（普段は川で生活しているものが海に降って産卵し、そこで誕生した幼魚が川を遡る）、両側回遊（生活、産卵、誕生も川であり、生活環の一部で一旦海に降って再び川を遡る）が知られる。

動物愛護管理法

動物の虐待等の防止について定めた法律（1973 年制定、2013 年改正）。「動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。」とある。

特定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」（2004 年 6 月）によって規定された外来生物。同法で規定する外来生物は、海外から日本に導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物をさす。環境省が指定。

特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

都市計画法

都市の健全な発展等を目的とする法律（1968 年 6 月）。第 1 条に目的が記載され、「この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」とある。

都市緑地法

良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律（1973 年 9 月制定）。制定時の名称は都市緑地保全法で、2004 年の都市緑地保全法等の一部を改正する法律施行に伴い都市緑地法に改称された。最新の改正は 2017 年 5 月（2018 年 12 月時点）。

■な

内水面漁業

湖沼・河川等の内水面で行われる漁業。

ナショナル・トラスト

歴史的に貴重な遺跡やすばらしい自然環境の残っている土地を、国民自身の手で買い取り、開発や自然破壊から守っていこうという運動。

二級河川

一級水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるもの（二級水系）に係る河川。都道府県知事が指定する。

二次林

何らかの原因により、植生が強くあるいは頻繁に攪乱された後に成立した二次遷移の途中にある森林。

■は

波食

海岸に打ち寄せる波による侵食作用。

ビオトープ

ギリシャ語で「生物」を意味する「bios」と「場所」を意味する「topos」の合成語。本来その地域にすむさまざまな野生生物が生息することができる空間のことで、「生物の生息空間」と訳される。

干潟

干出と水没を繰り返す平坦な移動しやすい基底（砂、礫、砂泥、泥）からなる地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系の一つで、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となる。

被度

植物群落や造礁サンゴ群落において、それら生きものが地表もしくは海底面を覆っている面積の割合。

比流量

ある地点における流量を、そこまでの流域（集水）面積で除した値。

貧栄養

栄養塩濃度が低い状態にあること。

富栄養

栄養塩負荷量が大きく、それによって植物プランクトンが多く発生する状態。「富栄養化」は、時間とともに栄養塩負荷量が増加するといった進行の状態を示す。

腐植物質

生物の死後、生物体有機物が微生物的及び化学的作用を受け、その分解する過程で生じる物質のことであり、化学構造が特定されない有機物の総称とされる。森林土壌中の腐植物質は、落ち葉や倒木など植物を起源とする有機物が主となる。

付着藻類

水草など水中植物、底泥、礫、岩石等の表面に付着している珪藻、藍藻、緑藻、紅藻等の藻類の総称である。日本の河川では主要な一次生産者と位置づけられ、アユや水生昆虫などの餌となる。

ブルーツーリズム

島や沿岸部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と身体をリフレッシュさせる余暇活動。

平成の名水百選

2008年6月に環境省が選定した全国各地の「名水」とされる100か所の湧水、河川、用水、地下水。

ボケ病

異型細胞性鰓病の通称で、アユ養殖場で発症する事例が多い。アユの鰓上皮細胞に病原菌（ボックスウイルス科の PaPV）が感染し、大型の異型細胞が形成される病気。発病魚は主に呼吸機能が低下し、摂餌不良や緩慢遊泳など酸欠状態で見られる症状を示す。

圃場整備

既成の水田や畑をよりよい基盤条件をもつ農地に整備する一連の土地改良のこと。

保全と保護

「環境」を対象とした事例では、保全 (conservation) とは「人が手を加えながら状態を維持すること」、保護 (protection) とは「外的な影響を最小限にし、そのままの状態を残す・守ること」の意味で扱われている場合が多い。生物多様性国家戦略 2012-2020 などでは、生物多様性の保全に係る取組の一環として「保護」が含まれており、本書もそれに準じ、「保全」の中に「保護」の思想も含めている。

■ま

緑の回廊

種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、野生生物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することによって個体群の交流を促進し、保護林相互を連結してネットワークを形成するもの。

木質バイオマス

樹木の全部またはその一部をチップやペレットなどにして得られる木質産物。最近ではエネルギー源としての利用を促進するため、燃焼技術の開発、燃焼方法、ガス化等の研究が進められている。

藻場

大型の底生植物（海藻、海草）の群落。魚介類の産卵場や餌場となるなど沿岸地域の生態系において重要な役割を果たしている。

■や

焼き畑農業

森林や原野を刈り払い、倒した樹木や草本などを燃やしてから灰を肥料としてイモ類、雑穀類等を栽培する農業の手法。数年間にわたり作付けした後、肥料分がなくなると畑を放棄して別の場所に移動する。放棄された耕作地は他の土地を焼き畑・耕作している間に植生が回復し、再び焼畑として利用できるようになる。循環的に資源を利用する、古くから続く伝統的な農業形態。

湧昇

海洋において、海水が深層から表層に向かって湧き上がる現象。これにより、海底に高濃度に存在する栄養塩が光の届く層に供給され、海洋の生物生産の底辺を支える植物プランクトンの増殖が促される。

■ら

リアス式の地形

狭い湾が複雑に入れ込んだ沈水海岸の地形。

留鳥

一年中同じ地域で生活し、季節による移動をしない鳥の総称。日本ではスズメ、カラス、キジ、ヤマドリが代表的。

冷水病

河川に生息する魚類が細菌に感染しておきる感染症。特にアユに対する被害が深刻で、国内では 1988 年に徳島県で初めて確認され、毎年、全国各地で多大な影響を与えている。

レッドデータブック

レッドリストに掲載された種について、その生態や生息状況、減少要因等を取りまとめ、出版物として発刊したもの。

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物のリストで、「絶滅危惧Ⅰ類」、「絶滅危惧Ⅱ類」等のカテゴリーにランク付けされている。全国的な観点から環境省が作成しているほか、都道府県等も各々の区域に生息・生育する種についてのレッドリストを作成している。

「生物多様性×こうち」ロゴマークにこめた思い。

高知県らしい生物多様性を一つのモチーフに表したい。

高知といえば、豊かな森林を背後にそこから脈々と流れる川。それらを受け止める黒潮。そして、自然が生み出す特産物や生きもの。

たくさん紹介したいものはあるけれど、こうちの代名詞、ヤイロチョウやゆず、ヤマモモ、カツオに厳選。

この豊かな自然を私たちの暮らしとのバランスを保ちながら守り、人を含めた生きもののいのちが途切れることなく将来につながりますように。

そんな思いがこもっています。



生物多様性こうち戦略【2024 改定版】

2024（令和6）年7月

発行 高知県林業振興・環境部 自然共生課

〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52

Tel 088-821-4554 / Fax 088-821-4530

E-Mail 030701@ken.pref.kochi.lg.jp
